

令和3年横瀬町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 午前10時から10時23分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長 2番 町田恒夫

会長職務代理者 7番 富田哲夫

農業委員 3番 町田幸広

4番 町田多

5番 佐野貞行

6番 小室寿徳

8番 小泉茂樹

9番 若林想一郎

10番 武藤量司

農地利用最適化推進委員 第1 平沼敏明

第2 荒舩敏明

第3 石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

1番 加藤虎三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大畑忠雄

書記 小俣敏孝

長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 それでは、開会をさせていただきます。改めまして、皆さん、こんにちは。本日、1番、加藤虎三委員から欠席の旨通知がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長から指名を申し上げますが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

5番、佐野貞行委員、6番、小室寿徳委員、ご両名によりしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第5号番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号番号1について説明いたします。

議案第5号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は165平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上の方でございます赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬町民グラウンドの南方約150メートルのところ

申請地になります。この農地について所有権の移転を行い、自己用住宅用地として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第5号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る4月21日午後1時、補助農業委員の佐野委員と同行して現地及び申請土地の確認をいたしました。現地については、今、事務局からの説明のとおりであります。現地は東側に住宅、それから西側が用水路を挟んでまた住宅、南側は現況の畑、北側は町道となっております。現地を確認したところ、特に周辺農地への影響は少ないと考えるので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 担当委員の説明を終了します。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、佐野委員さん、お願いします。

佐野委員 補助委員の佐野です。議案第5号、1の審議をお願いいたします。

地番、横瀬町拾貳番〇〇〇〇〇〇、地目、台帳、田、現況、畑、面積165平方メートル。譲受人、町内在住の方、譲渡人、町内在住の方。申請理由、自己用住宅用地、所有権移転です。

4月21日、平沼推進委員と現地を視察いたしました。中司町営住宅地進入路に面した住宅で、隣接地権者の確認も得られているということで、特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。よろしいですか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第5号番号1につきましては、許可するこ

とに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第5号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。ありがとうございました。

続いて、議案番号第5号番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号番号2について説明いたします。

議案第5号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳、現況地目ともに畑で、計画面積は59平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は宅地進入路で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、武蔵野銀行横瀬支店から北東約40メートルのところが申請地になります。譲受人の住居は、現在、接道要件の関係から建築行為に制限があり、これを解消するため、この農地について所有権の移転を行い、宅地進入路として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設、医療施設等があることから第3種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第5号番号2の農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る21日水曜日、加藤委員が病氣療養中のため同行できませんでしたので、事務局の小侯様に現地調査を依頼して、午後3時から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、武蔵野銀行横瀬支店に附随する駐車場東側の戸建て住宅で、平成13年5月に既存宅地制度の廃止前に建築された住宅かと思えます。現

行の建築基準法にそぐわないので住宅への進入路が確保されていないことから、将来的にも利便性のよいこの住宅を建て替えたりして長く住むことを考えていたときに、隣接する不耕作農地に分譲住宅が建設されるとの話を聞いたので、町内在住の土地所有者に住宅への進入道路を確保したいので譲っていただけないかとお願いしたところ、譲っていただけるという確約ができたので、当申請に至ったものであることから、周囲に迷惑をかけるおそれがないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

本来でしたら、ここで補助委員の説明に移るわけでございますけれども、お願いするわけでございますが、本日欠席につきまして省略します。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。よろしいですか。

〔「なし」〕

議長 それでは、質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第5号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第5号番号2につきまして、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続いて、議案第5号番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号番号3について説明いたします。

議案第5号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります10筆です。台帳、現況地目ともに畑で、計画面積は859平方メートルです。譲受人は議案書にございますとおり秩父市内の法人で、譲渡人は議案書にございますとおり町内在住の方お二人と、深谷市在住の方お一人の計3名であります。

申請理由は建売住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

3枚めくっていただき、案内図3で場所について説明いたします。申請

地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、武蔵野銀行横瀬支店から北東約40メートルから80メートルにかけてのところが申請地になります。この農地について所有権の移転を行い、建売住宅用地として転用したいとの申請でございます。全体利用計画としましては、隣接する宅地等も含め約1,141平方メートルを予定しているとのことで、建設課において開発についての相談等は進めているということは確認が取れております。

また、本申請地の北側にあります宅地や農地等を利用し、横瀬中学校へ続く道路を敷設する予定とのことで、こちらにつきましても町建設課等とも協議を行っているとのことであります。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設、医療施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第5号番号3、農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る21日水曜日に先ほど所見を述べさせていただきました議案第5号番号2に引き続き、現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、武蔵野銀行横瀬支店の東方に位置する10筆の不耕作農地面積、総面積が859平米の地権者3名、町内在住者2名、町外在住者1名が譲渡人で、譲受人は秩父市内の不動産業者で、総面積859平米に道路位置指定並びに住宅敷地を4区画設けて、建売住宅4棟の建築をして販売するもので、新たに設ける位置指定道路に排水管を埋設し、西方の町道に併設されている上下水道に引き込み、排水するので特に問題はないと思われまので、委員皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

補助委員の説明をお願いするところでございますけれども、欠席につきまして省略いたします。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時21分

議 長 それでは、再開をいたします。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第5号番号3につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第5号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時23分)